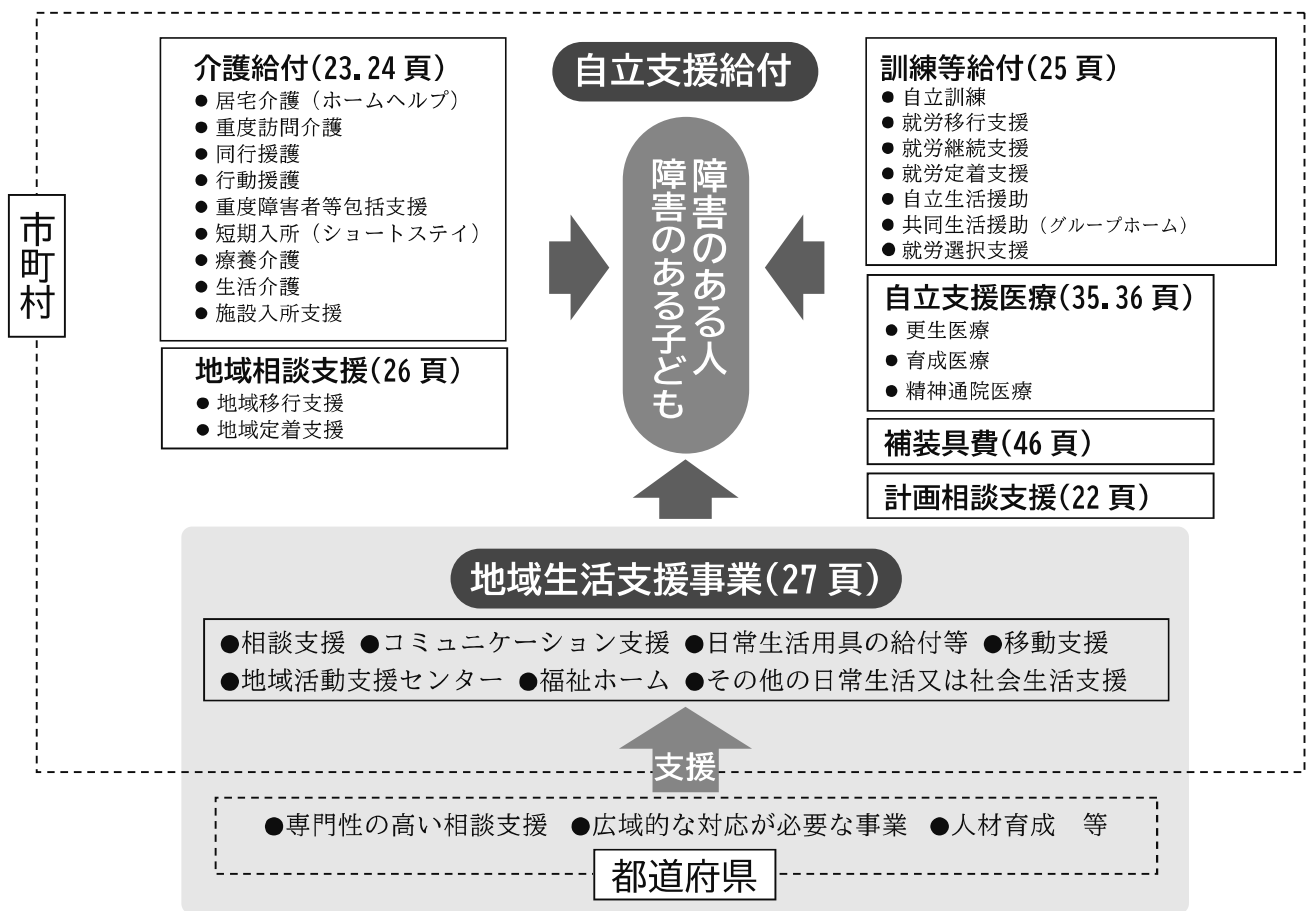


4 障害者総合支援法等のサービス概要

福祉サービスの体系 ⑧⑨⑩⑪

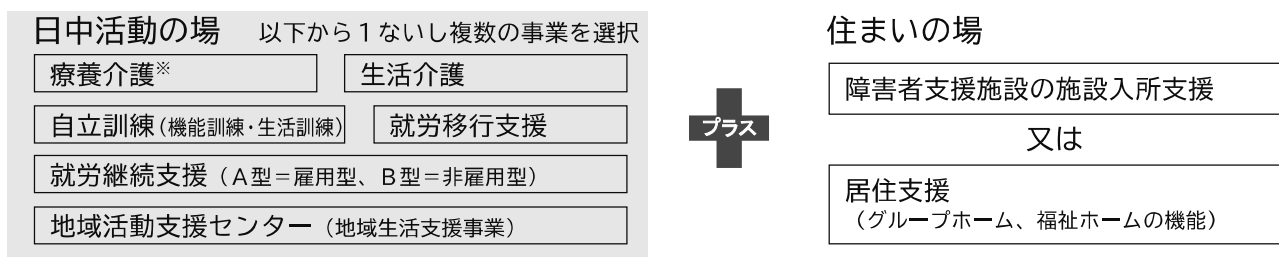
障害者総合支援法による、総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。サービスは、個々の障害のある人々の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



■日中活動と住まいの場の組み合わせ例

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。



※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施